

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田尻町は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

田尻町長

公表日

令和7年4月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出に関する確認 ②被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報、保険料賦課の算定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を大阪府後期高齢者医療広域連合に提供し、被保険者情報、賦課情報を入手する
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第59項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第一第80項、第82項及び第83項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民部住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民部住民課 〒598-8588 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 電話072-466-5004
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民部住民課 〒598-8588 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 電話072-466-5004
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、本人からのマイナンバー取得を徹底し、本人からマイナンバーが取得できない場合のみ住基ネットワークによる照会を行い、その場合にあっては4情報又は住所を含む3情報による照会としている。また、特定個人情報の取扱いに当たっては、複数人による確認を行っており、人為的ミスが発生するリスク対策は十分である。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔1〕 目的外の入手が行われるリスクへの対策

1

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、「対象者以外の情報」や「必要な情報」以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月22日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、	事後	
平成27年12月22日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第59項	番号法第9条第1項、別表第一第59項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事後	
平成27年12月22日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7項、別表第二第80項及び第82項	番号法第19条第7号、別表第二第80項、第82項及び第83項	事後	
平成29年12月25日	5. 評価実施機関における担当部署	福祉課長 山本 一男	福祉課長 今井 康博	事後	
平成30年12月19日	5. 評価実施機関における担当部署	福祉課長 今井 康博	福祉課長 赤阪 和子	事後	
令和1年6月18日	5. 評価実施機関における担当部署	福祉課長 赤阪 和子	住民課長	事後	
令和1年6月18日	5. 評価実施機関における担当部署	民生部福祉課 〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1 電話072-466-8813	住民部住民課 〒598-8588 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 電話072-466-5004	事後	
令和1年6月18日	5. 評価実施機関における担当部署	民生部福祉課 〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1 電話072-466-8813	住民部住民課 〒598-8588 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 電話072-466-5004	事後	
令和1年6月18日	新様式へ変更				
令和3年12月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号、別表第二第80項、第82項及び第83項	番号法第19条第8号、別表第二第80項、第82項及び第83項	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
令和6年1月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第59項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項、別表第一第59項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事後	
令和6年1月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号、別表第二第80項、第82項及び第83項	番号法第19条第8号、別表第二第80項、第82項及び第83項	事後	
令和7年4月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年12月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数	令和2年12月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月28日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	新様式による項目の追加
令和7年4月28日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	新様式による項目の追加